

税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

主な税制改正のスケジュール ①法人税

		▼ H26/1	▼ H26/4	▼ H27/1	▼ H27/4	▼ H28/1	▼ H28/4	▼ H29/4
	復興特別法人税		1年前倒しの廃止					
法人税					法人実効税率引下げ 32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)		
					外形標準課税の拡大 (付加価値割・資本割の税率引上げ、所得割の税率引下げ)			
					繰越欠損金の控除縮小 80%→65%	65%→50%		
					地方拠点強化税制の創設（特別償却・税額控除）			
			生産性向上設備投資促進税制の創設（特別償却・税額控除）					
	所得拡大促進税制				給与総額増の条件緩和			

増税
減税

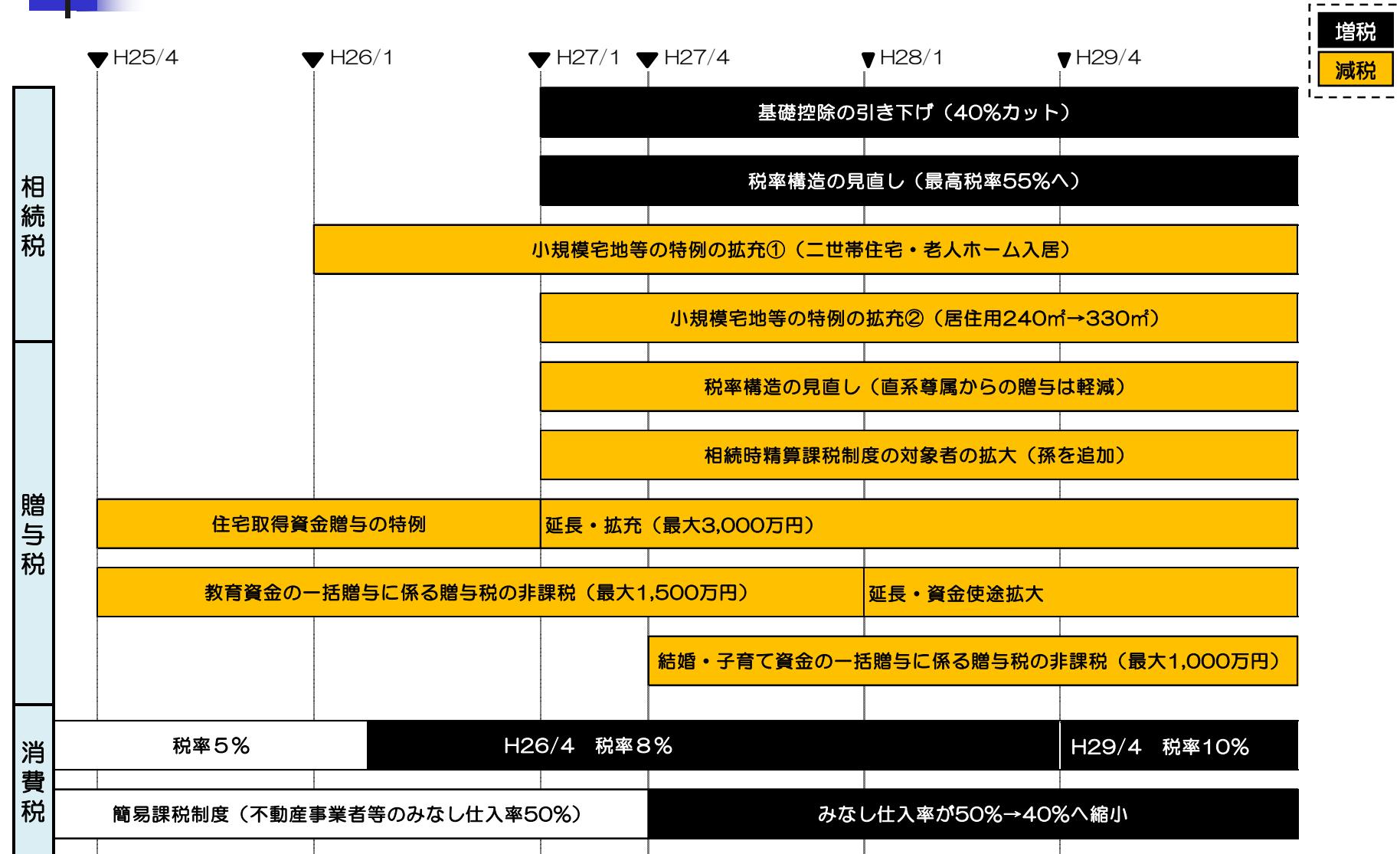
検討課題

- 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大
- 生産性向上設備投資促進税制（平成28年度末期限）の取扱い
- 所得拡大促進税制（平成29年度末期限）の取扱い
- 研究開発税制（増加型・高水準型は平成28年度末期限）の取扱い
- 減価償却の定額法への一本化
- 法人事業税の損金不算入化
- 租税特別措置は、期限が到来するものを中心に廃止を含めてゼロベースで見直し
- 資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性

主な税制改正のスケジュール ②所得税



主な税制改正のスケジュール ③相続税・贈与税・消費税



平成27年度税制改正大綱 概略 ①法人税

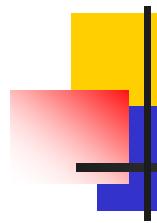
項目	内容	適用時期等
法人実効税率の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 国・地方を通じた法人実効税率（現行：<u>34.62%</u>）が、平成27年度に<u>32.11%</u>（▲2.51%）、平成28年度に<u>31.33%</u>（▲3.29%）となります。 	平成27年4月1日以後に開始する事業年度より適用
外形標準課税の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 所得割の税率が引き下げられる一方、付加価値割や資本割の<u>税率が引き上げられ、赤字の資本金1億円超の法人は税負担が重くなります。</u> 付加価値割に所得拡大促進税制が導入され、一定の賃上げした法人は賃上げ分の一部が課税対象外となります。 	平成27年4月1日以後に開始する事業年度より適用
繰越欠損金の控除縮小・期間延長	<p>①青色欠損金の繰越控除制度の控除限度額が所得の<u>80%</u>としていた大企業向け制限が、平成27年度に<u>65%</u>、平成29年度に<u>50%</u>に縮小されます。</p> <p>②繰越期間が<u>10年（現行9年）</u>に延長されます。</p>	<p>①平成27年4月1日以後開始する繰越控除をする事業年度より適用</p> <p>②平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用</p>
受取配当等の益金不算入制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 受取配当金の益金不算入割合が100%となる場合の出資比率が、現行の25%以上から<u>3分の1超</u>となります。 出資比率が<u>5%以下</u>の場合は、益金不算入割合が<u>20%（現行50%）</u>に引き下げられます。 	大綱では明記されず
地方拠点強化税制の創設	<ul style="list-style-type: none"> 地域再生法の改正を前提に、本社機能を東京23区から地方に移した場合（移転型）や、三大都市圏以外の地方拠点の本社機能を強化した場合（拡充型）、<u>新社屋等への投資額の特別償却（最大25%）や税額控除（最大7%）</u>が適用できるようになります。 従業員の転勤や新規採用によって地方で働く雇用者が増加した場合、1人につき最大80万円が法人税額から控除されます。 	地域再生法の改正法の施行日から平成30年3月31日までの間に承認を受けたものについて適用

平成27年度税制改正大綱 概略 ②所得税

項目	内容	適用時期等
ジュニアNISAの創設	<ul style="list-style-type: none">未成年者を対象にした<u>ジュニアNISAが創設</u>され、<u>年80万円</u>の非課税枠が設けられます。	平成28年1月から口座開設の申し込み、同年4月から口座に受けいれる上場株式等について適用
NISAの拡充	<ul style="list-style-type: none">現行のNISAの非課税枠が年100万円から<u>120万円まで引き上げられます。</u>	平成28年分以後の非課税管理勘定について適用
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（出国税）の創設	<ul style="list-style-type: none">富裕層の海外移住による税逃れを防ぐ対策として、株式等の資産の含み益に<u>出国時に課税される</u>制度が創設されます。対象は出国時点で<u>1億円以上</u>の株式等の資産を保有する者等で、5年内に帰国するなどの一定の場合には課税が取り消されます。一定の適用要件を満たす場合は、<u>納税が猶予</u>されます。	平成27年7月1日以後に国外転出する場合等に適用
財産債務明細書の見直し	<ul style="list-style-type: none">現行の提出基準である「所得金額が2千万円超であること」に加え、「年末に有する財産の価額の合計額が<u>3億円以上</u>であること」または「年末において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が<u>1億円以上</u>であること」が追加されます。国外財産調書制度と同様、財産債務調書の提出の有無等により、所得税または相続税に係る<u>過少申告加算税等を加減算する特例措置</u>が設けられます。	平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用

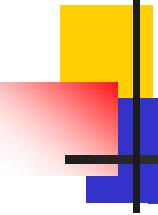
平成27年度税制改正大綱 概略 ③相続税・贈与税

項目	内容	適用時期等
住宅取得等資金贈与の延長・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が、延長・拡充されます。 【家屋の取得等に係る消費税が10%の場合】 <u>平成28年10月～平成29年9月 2,500万円（3,000万円）</u> 平成29年10月～平成30年9月 1,000万円（1,500万円） 平成30年10月～平成31年6月 700万円（1,200万円） 【上記以外の場合】 <u>～平成27年12月 1,000万円（1,500万円）</u> 平成28年1月～成29年9月 700万円（1,200万円） 平成29年10月～平成30年9月 500万円（1,000万円） 平成30年10月～平成31年6月 300万円（800万円） ※括弧内の数字は「良質な住宅用家屋」の場合の非課税限度額 	平成31年6月30日まで延長
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	<ul style="list-style-type: none"> 個人（20歳以上50歳未満）が一定要件のもとに直系尊属から結婚・子育て資金の贈与を受けた場合、受贈者1人につき<u>1,000万円（結婚費用は300万円）までの金額が非課税</u>となります。 	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものについて適用
教育資金の一括贈与の延長・拡充	<ol style="list-style-type: none"> 適用期限が<u>平成31年3月31日まで延長</u>されます。 教育資金の使途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものは、領収書等に代えて支払先等の明細書でできるようになります。 	③平成28年1月1日以後に提出する書類について適用
非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者が、<u>同制度を利用して後継者に対する再贈与を行う場合</u>に、贈与税の納税義務が生じないようになります。 贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者が猶予税額が免除される要件に、身体障害等のやむを得ない一定の理由で、後継者に同制度を利用して非上場株式の贈与をする場合が加えられます。 	大綱では明記されず



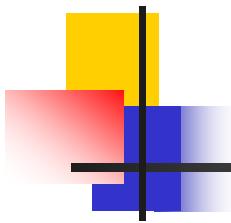
平成27年度税制改正大綱 概略 ④住宅土地税制

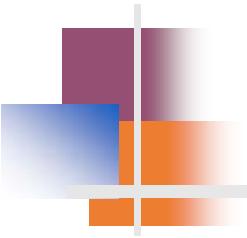
項目	内容	適用時期等
住宅ローン減税の延長	<ul style="list-style-type: none">住宅ローン減税の適用期限が<u>平成31年6月30日まで</u>1年6ヶ月延長されます。	平成31年6月30日まで延長
登録免許税等の軽減措置の延長等	<p>①土地の売買による所有権の移転登記等や住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る<u>登録免許税の軽減措置等が2年延長</u>されます。</p> <p>②住宅および土地の取得に係る<u>不動産取得税</u>の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置等が<u>3年延長</u>されます。</p> <p>③<u>会社分割</u>に伴う不動産の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置が、適用期限の到来をもって<u>終了</u>します。</p>	<p>①平成29年3月31日まで延長</p> <p>②平成30年3月31日まで延長</p> <p>③平成27年3月31日で廃止</p>
特定資産の買換特例の延長	<ul style="list-style-type: none">適用期限が<u>2年3月延長されます（法人税・所得税）</u>。買換資産から機械装置およびコンテナ用の貨車が除外されます。改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合が最大70%まで引き下げられます。	平成29年3月31日まで延長
空家対策	住宅が建っている土地の固定資産税等の税負担を6分の1に軽減する等の優遇措置が倒壊などの恐れがある <u>空家等については適用対象外</u> となります。	大綱では明記されず



平成27年度税制改正大綱 概略 ⑤消費税・その他

項目	内容	適用時期等
消費税率10%への引き上げ時期の変更	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の10%への引き上げの施行日が、1年半延期され、平成29年4月1日となります（景気判断条項は削除）。 	平成29年4月1日から適用
国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 国外事業者から国内の者へのインターネット等を通じた役務の提供について、国内取引と位置付けて消費税が課税されるようになります。提供される役務が消費者向けである場合は国外事業者が消費税を納税し、事業者向けの場合は役務の提供を受ける国内事業者が代わりに消費税を納税することになります。 	平成27年10月1日以後の消費税の課税取引から適用
ふるさと納税の拡充	<p>①個人住民税の寄付金税額控除の限度額が、個人住民税所得割額の20%（現行10%）に引き上げられます。</p> <p>②寄附先が5つの自治体までなら確定申告を行わない給与所得者等は、自動的に減税できるようになります。</p>	<p>①平成28年度分以後の個人住民税について適用</p> <p>②平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用</p>
自動車取得税・自動車重量税・軽自動車税	<p>①エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)について、基準等の見直しが行われた上、適用期限が2年間延長されます。</p> <p>②毎年払う軽自動車税が1.5倍に増える軽自動車は、買った翌年度だけ新たな軽自動車税のグリーン化特例が適用されます。</p>	<p>①取得税は平成29年3月31日まで、重量税は平成29年4月30日まで延長</p> <p>②平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得したものに適用</p>





法人税

中小企業者等の法人税率の特例の拡充（法人税・法人住民税）

ポイント

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。

改正内容

■ 現行および改正案の税率対照表

法人および所得の区分	現行 (平成27年度)		改正案 (平成27年度)		
	法人税率	法人実効税率※2	法人税率	法人実効税率※2	
中小法人※1、一般社団法人等および人格のない社団等	年400万円以下の金額	19%	25.90%	15%	21.42%
	年400万円超 年800万円以下の金額		27.58%		23.20%
	年800万円超の金額	25.5%	36.05%	23.9%	34.33%
中小法人以外の普通法人		25.5%	34.62%	23.9%	32.11%

上記以外に公益法人等の軽減税率の特例および協同組合等の軽減税率の特例（一定の法人を除く）（所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率19%→15%等）の適用期限は2年間延長されます。

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）をいいます。

※2 法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算しています。

※3 法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算しています。

※4 法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算しています。

※5 経済産業省資料を一部抜粋しています。

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用

欠損金繰越控除制度の縮減・拡充・新設（法人税・法人住民税・事業税）

ポイント

大企業の控除限度額が段階的に引き下げられる一方で、中小企業も含め繰越控除できる期間が10年に延長されます。
大企業であっても、新設企業については7年間全額控除する制度が新設されます。

改正内容

【中小法人等^(*1)以外】

		現行	改正案	
下記以外の事業年度	控除限度額	所得の80%	所得の65%	所得の50%
設立日から同日以後 7年経過する日まで の事業年度	控除限度額	所得の80%	所得の全額	
繰越期間		9年		10年 ^{(*2) (*3)}

【中小法人等^(*1)】

控除限度額	所得の全額	
繰越期間	9年	10年 ^{(*2) (*3)}

^(*1)中小法人等とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある子法人等でない法人等

^(*2)平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金について10年間繰越可能

^(*3)帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正の請求の期間も10年に延長

適用時期

平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用

受取配当等益金不算入額制度の見直し（法人税）

ポイント

支配目的が乏しい株式への投資について、益金不算入比率が引き下げられます。

改正内容

- 「支配目的の株式（＝持株比率が高い株式：完全子法人株式等及び関連法人株式等）」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準（現行：25%以上）が「1/3超」に引き上げられます。
- 「支配目的が乏しい株式等（＝持株比率が低い株式等：非支配目的株式等及びその他の株式等）」への投資は、他の投資機会（例えば、債券投資）との選択を歪めないように、益金不算入割合（現行：50%）を引き下げるこことし、持株比率5%以下の場合は20%益金不算入（特定株式投資信託以外の株式投資信託は全額益金算入）とされます。
- 支配目的が乏しい株式等については、負債利子の控除の対象から除外されます。

現行

益金不算入割合	名称	持株比率	益金不算入割合	負債利子控除
	下記以外の株式等	25%未満	50%	控除必要
	関係法人株式等	25%以上	100%	控除必要
	完全子法人株式等	100%	100%	控除不要
株式投資信託の分配金	株式投資信託	分配金の額の1/2（1/4）の額について、50%益金不算入		

改正案（平成27年度改正）

益金不算入割合	名称	持株比率	益金不算入割合	負債利子控除
	非支配目的株式等	5%以下	20%	控除不要
	その他の株式等	5%超1/3以下	50%	控除不要
	関連法人株式等	1/3超	100%	控除必要
完全子法人株式等		100%	100%	控除不要
※ 保険会社は、特例として「持株比率5%以下」の株式の配当について40%益金不算入				
株式投資信託の分配金	株式投資信託	0%益金不算入（全額益金算入） ※ 特定株式投資信託の分配金は、株式との交換が可能である点を踏まえ、20%益金不算入		

（出典）財務省を基に一部改定

適用時期

適用時期は大綱には明記されず

研究開発税制の控除限度額拡大の恒久化および控除率の拡大

(所得税、法人税、法人住民税)

ポイント

- イノベーションの加速を通じた成長力・国際競争力を強化し、医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、以下の見直しが図られます。
- ・ 総額型のうちオープンイノベーション型（特別試験研究費の税額控除）が別枠となり、税額控除限度額はそれに設定され、かつトータルでは恒久的に法人税額の20%から30%に拡大
 - ・ オープンイノベーション型について、対象となる試験研究費の範囲が見直され（次頁参照）、控除率も12%から20%（国・大学等との共同・委託研究30%）へ大幅に拡大

改正内容

※平成28年度末まで上乗せ（時限措置部分）

税額控除額＝
平均売上高の10%を超える試験研究費の額×控除率

- ・ 平均売上高＝当期および前3期の平均
- ・ 控除率＝（試験研究費割合－10%）×0.2

現行と変更無し

高水準型

選択適用

増加型

税額控除額＝試験研究費の増加額×増加割合（5～30%）

増加額＝前3期の平均試験研究費からの増加額

法人税額×10%まで
税額控除額は、

- <条件>
・前2年度中の多い額より試験研究費が増加していること
・増加割合が5%を超えていること

本体（恒久化部分）

総額型およびオープンイノベーション型

現行

改正案

控除限度額 (※1)	特別試験研究費(※2) (「オープンイノベーション型」) 上記の対象としたもの以外（「総額型」）	合わせて 法人税額×30% (※3)	法人税額× 5% 法人税額×25%
控除率	特別試験研究費(※2) (「オープンイノベーション型」) 上記の対象としたもの以外（「総額型」）	12% 8%～10%※4 中小企業者等は12%	国・大学等との共同・委託研究(※2) 30% 上記以外(※2) 20% (変更無し)

※1 控除限度額を超過した場合の超過部分の繰越控除制度は廃止

※2 対象範囲は次頁参照

※3 原則20%、平成27年3月31日までに開始する事業年度は30%

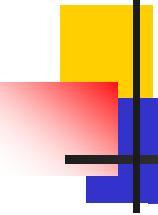
※4 8%+（試験研究費／売上高×0.2）

オープンイノベーション型の試験研究費が大きい会社は従来より大きな控除が取れる可能性がある半面、研究開発が主にそれ以外である会社では控除額が縮減する可能性があります。

(出典) 経済産業省資料を一部加工

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用



研究開発税制の特別試験研究費の範囲拡大（法人税・法人住民税）

ポイント

オープンイノベーション型（特別試験研究費の税額控除）につき、特別試験研究費の範囲が見直されます。

改正内容

特別試験研究費の範囲について、3点の見直しがおこなわれます。

現行

- 国の試験研究機関または大学との間で実施される共同研究に係る試験研究費、これらや中小企業者等に委託する試験研究などをいいます。

改正案

- 試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人が除外されます。
- 委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等が加えられます。
- 特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料が加えられます。

（出典）経済産業省

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用

所得拡大促進税制の拡充（法人税・所得税・法人住民税）

ポイント

所得拡大促進税制に係る税額控除制度（給与等支給増加額の10%を税額控除する制度）について、給与総額増加要件が法人の区分ごとに見直されます。

改正内容

【制度内容】基準年度と比較し給与等支給額を増加させた場合には、増加額の10%を法人税額から税額控除する制度

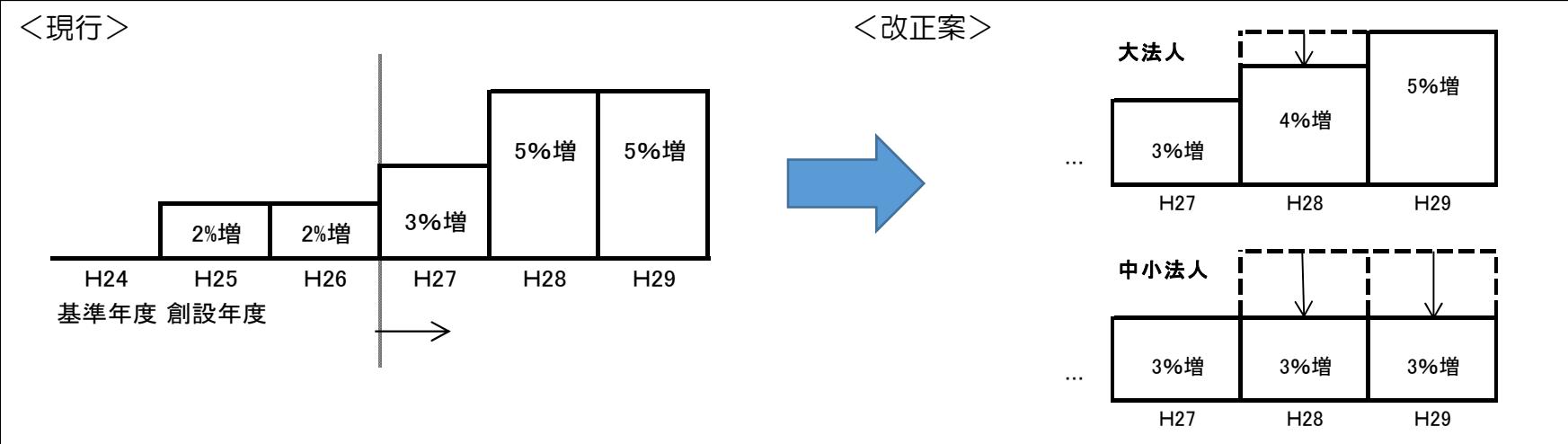
要件①：給与等支給額※の総額が基準年度と比較して一定割合以上増加していること

要件②：給与等支給額の総額が前事業年度以上であること

要件③：継続雇用者の平均給与等支給額が前事業年度を上回ること

※適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（役員およびその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者）に対する給与等の支給額をいいます。

【要件① 給与総額増加要件の緩和】



（出典）経済産業省資料を修正

適用時期

平成28年4月1日以後に開始する適用年度から適用

外形標準課税の拡充①

ポイント

大法人（資本金1億円超）について、法人事業税における外形標準課税が拡充される一方、所得割の税率が引き下げられ、地方法人特別税の税率が引き上げられます。

改正内容

- 大法人（資本金1億円超）の法人事業税について、外形標準課税が2倍に拡充
- 外形標準課税の拡充にともない、所得割について、税率の引き下げ
- 所得割の引き下げにともない、地方法人特別税について、税率の引き上げ
- 資本割の課税標準の見直し
- 増税となる企業への影響を緩和するため、以下の特例措置等が講じられます
 - ・法人事業税・地方法人特別税の税率について、平成27年・平成28年度の2段階で拡充
 - ・付加価値割における所得拡大促進税制の導入
 - ・法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

【法人事業税・地方法人特別税の税率】

		現行	改正案	
			平成27年4月1日以後 に開始する事業年度	平成28年4月1日以後 に開始する事業年度
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年400万円超 年800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)
地方法人特別税		67.4%	93.5%	152.6%

外形標準課税
→ 2倍に拡充

所得割
→ 引き下げ

地方法人特別税
→ 引き上げ

※1 所得割の税率下段カッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

※2 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない

適用時期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度より適用

外形標準課税の拡充②

ポイント

- ① 資本割の課税標準の見直しがおこなわれます。
- ② 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合には、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度が導入されます。

改正内容

1. 資本割の課税標準の見直し

現行の資本割の課税標準である「資本金等の額」が、「資本金+資本準備金」を下回る場合には、「資本金+資本準備金」を資本割の課税標準とする改正がおこなわれます。

法人住民税均等割の税率区分の基準についても、資本金等の額に無償増資の額を加減算する措置が導入されるとともに、上記と同様の改正がおこなわれます。

区分		期末
資本金	1. 5億円	
資本準備金	0. 5億円	
自己株式	△1. 9億円	
差引合計額	0. 1億円	

＜資本割の課税標準＞

【現行】 0. 1億円

【改正案】 2. 0億円

＜法人住民税均等割の税率区分＞

東京都の場合（特別区内のみに事務所等を有する法人）

資本金等の額	従業員数	均等割額
50億円超	50人超	380万円
50人以下	121万円	
10億円超	50人超	229万円
～50億円以下	50人以下	95万円
1億円超	50人超	53万円
～10億円以下	50人以下	29万円
1千万超	50人超	20万円
～1億円以下	50人以下	18万円
1千万以下	50人超	14万円
	50人以下	7万円

【改正案】

【現行】

2. 付加価値割における所得拡大税制の導入

適用年度において国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人が所得拡大促進税制（※1）の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準（※2）から控除することができるようになります。なお、雇用安定控除（※3）との調整等所要の措置が講じられます。

（※1）所得拡大促進税制は本年度の改正において増加要件が緩和される見込みです。

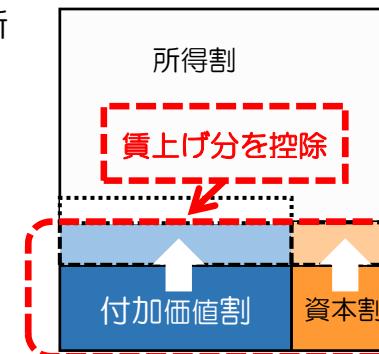
（※2）付加価値割の課税標準

付加価値額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料 ± 単年度損益

（※3）雇用安定控除とは、次の金額が付加価値額から控除される措置のことをいいます。

雇用安定控除額 = 報酬給与額 - (収益配分額 × 70%)

収益配分額とは報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額をいいます。



（出典）
経済産業省

適用時期

- 明記無し
- 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について適用

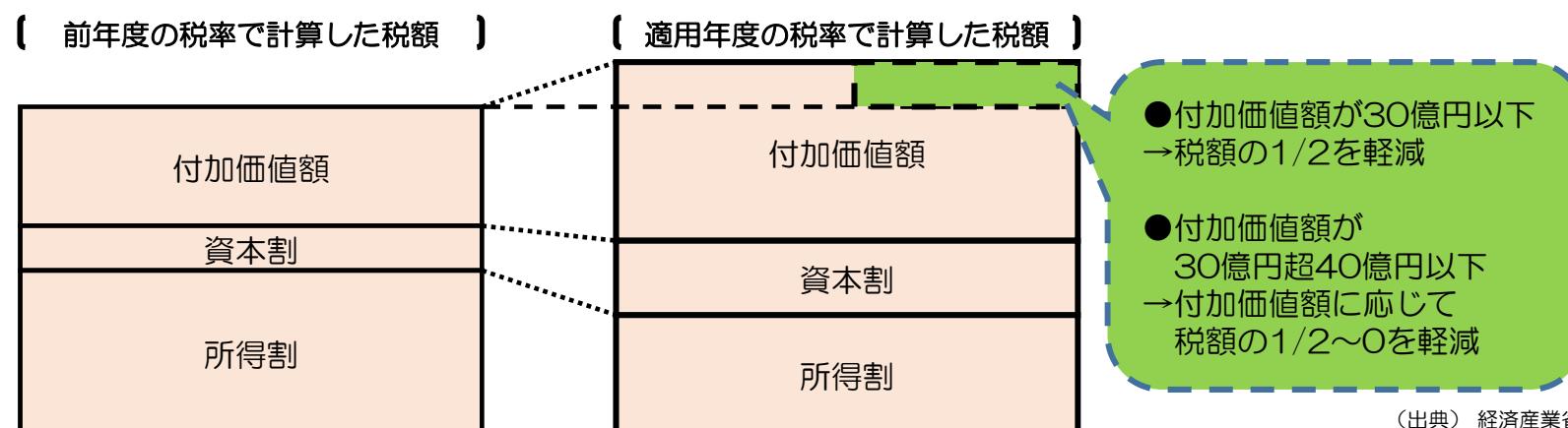
法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置（法人事業税）

ポイント

平成27年度税制改正における外形標準課税の拡大により法人事業税が負担増となる場合、一定規模以下の法人において2年間に限り、負担増分のうち一定割合を軽減する措置が講じられます。

改正内容

区分	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
付加価値額が <u>30億円以下</u> の法人	適用年度の税率による事業税額が、平成27年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>1/2</u> を事業税額から控除	適用年度の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>1/2</u> を事業税額から控除
付加価値額が <u>30億円超40億円未満</u> の法人	適用年度の税率による事業税額が、平成27年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>1/2～0</u> を事業税額から控除	適用年度の税率による事業税額が、平成28年3月31日現在の税率による事業税額を超える額の <u>1/2～0</u> を事業税額から控除



適用時期

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度について適用

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設①

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

ポイント

地域再生法の地方拠点実施計画（仮称）について承認を受けた法人が、一定期間内に一定規模以上の建物等を取得し事業の用に供した場合、特別償却または税額控除との選択適用が認められます。

改正内容

- 地方創生を支援するため、地方にある企業の本社機能等の強化（拡充型）や東京23区からの本社機能等の移転（移転型）に対して支援がおこなわれます。
- 特別償却または税額控除の対象となる資産は承認の日から2年以内に取得した一の建物およびその附属設備ならびに構築物の取得価額の合計が2,000万円以上のもの（中小企業者にあっては、1,000万円以上）をいう。

拡充型

地方にある企業の本社機能等の強化を実施した場合に以下の支援がおこなわれます。
なお、地方とは東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く一定規模以上の地域をいう。

特別償却	税額控除 ※1
取得価額の15%	取得価額の4% ※2

※1 税額控除は法人税額の20%が限度

※2 計画承認が29年度の場合は2%

移転型

東京都23区から東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部外への本社機能等の移転を実施した場合に以下の支援がおこなわれます。

特別償却	税額控除 ※3
取得価額の25%	取得価額の7% ※4

※3 税額控除は法人税額の20%が限度

※4 計画承認が29年度の場合は4%

留意点

- 大法人も含めすべての青色申告法人が対象

- 中小企業者等については、特別償却または税額控除が法人住民税および法人事業税にも適用

(出典) 経済産業省

適用時期

地域再生法の改正法の施行日から平成30年3月31日までに承認を受けたものが、その承認の日から2年以内に事業の用に供した場合に原則的に適用

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設②

(法人税・所得税・法人住民税)

ポイント

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除税度（雇用促進税制）について見直しが行われます。

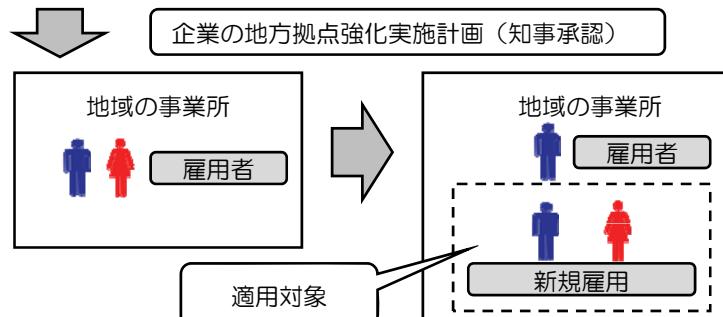
改正内容

対象法人：地域再生法の改正法の施行日から平成30年3月31日までの間に地方拠点強化実施計画の承認を受けた青色申告書提出法人（ただし、法人住民税については、中小企業者等が対象）

拡充型 地方にある企業の本社機能等の強化を支援

以下の地域要件等を満たす計画を自治体が作成し、国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体または地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
2. 適用要件：承認日から2年以内の日を含む事業年度（対象年度）に企業の地方拠点強化実施計画に従い、特定施設である事業所の移転または新增設を行い、かつ、その事業所で雇用する
3. 税額控除内容：特定施設の当期増加雇用者1人当たり、
以下を税額控除（法人全体の増加雇用者増数が上限）
① 法人全体の雇用者増加割合が10%以上 50万円
(従来の40万円に地方拠点分は10万円上乗せ（上乗せ部分が新設）)
② 法人税率の雇用者増加割合が10%未満 20万円（新設）
③ この制度の適用を受ける場合で①に該当するときは、
現行の雇用促進税制の適用基礎となる増加雇用者数から、
この措置の基礎となる増加雇用者数を控除する



移転型 東京23区からの移転の場合拡充型よりも支援措置を深堀

以下の地域要件等を満たす計画を自治体が作成し、国が認定

1. 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 実施計画：地域拠点強化実施計画は、特定施設の特定区域から大都市等以外の地域への移転限定

3. 適用内容：

- ① 「拡充型」の適用を受ける場合
- ② 対象年度のうち、適用を受ける事業年度以後の各事業年度
- ③ 対象事業年度のうちその事業年度以前の各事業年度の特定施設の増加雇用者1人当たり30万円を税額控除
※最大3年間継続

4. 適用除外内容：

- ① 事業主都合の離職者がいる
- ② 風俗営業等を行っている
- ③ 特定施設や法人全体の雇用数が減少した事業年度以後の事業年度を除く

	1年目	2年目	3年目
税額控除のイメージ	30万円	30万円	30万円
	50万円	初年度1人最大80万円 3年間1人最大140万円	

【控除限度額】※拡充型および移転型共通

当期の法人税額×30%

△（現行の雇用促進税制控除額+地方拠点建物等の特別控除額）

（出典）厚生労働省資料を参考

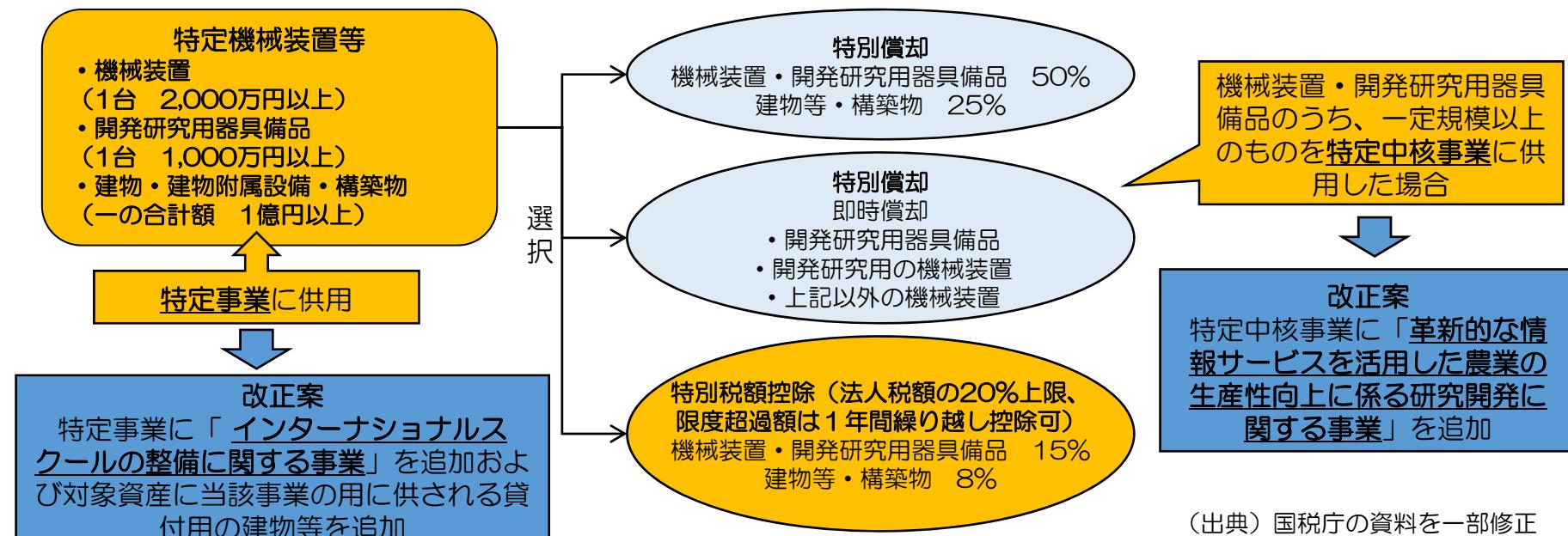
国家戦略特区における特例措置の拡充（法人税・地方税）

ポイント

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等について、国家戦略特別区域法令の改正を前提として、対象となる特定事業および特定中核事業の範囲に新規の事業が追加されます。

改正内容

(1) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等



（出典）国税庁の資料を一部修正

(2) 法人の一般的土地譲渡益に対する追加課税制度（平成29年3月31日まで適用停止中）の適用除外措置

項目	取扱い
法人の一般的土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置	「国家戦略特別区域内における認定区域計画に定められた国家戦略特別区域法令の特定事業に係る再開発事業を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等が当該再開発事業の用に供されるもの」を追加

適用時期

平成28年3月31日まで適用

福島再開発投資等準備金（法人税）

ポイント

改正内容

福島復興再生特別措置法の改正を前提に「避難解除区域等※1」への帰還を希望する事業者で、事業再開に向けた計画を作成し、福島県知事の認定を受けた者について、①福島再開発等準備金制度の創設、②避難解除区域等に係る設備投資減税の適用期間の特例を講じます。

（1）福島再開発投資等準備金制度の創設

福島再開発投資等準備金の積立額を損金算入できる制度が創設されます。

①対象法人：避難解除区域等内※1に平成23年3月11日において事業所を有していた法人で、避難解除等区域復興再生推進事業施設の認定を受けたもの※2

②積立期間：最長3年

③準備金の対象：避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載された事業の用に供する施設等の新增設等に要する支出

④積立限度額：事業年度ごとに投資予定額の2分の1まで、かつ、累積で投資予定額まで積立可能

⑤準備金の取り崩し：事業再開投資につき、特別償却の適用を受けた場合、特別償却相当額を取り崩し、益金算入

：積立期間終了の日から2年間据え置いた後、3年間で準備金残高の均等額を取り崩し、益金算入

※1 避難解除区域等とは、帰宅困難区域、居住制限区域または避難指示解除準備区域のことをいいます。

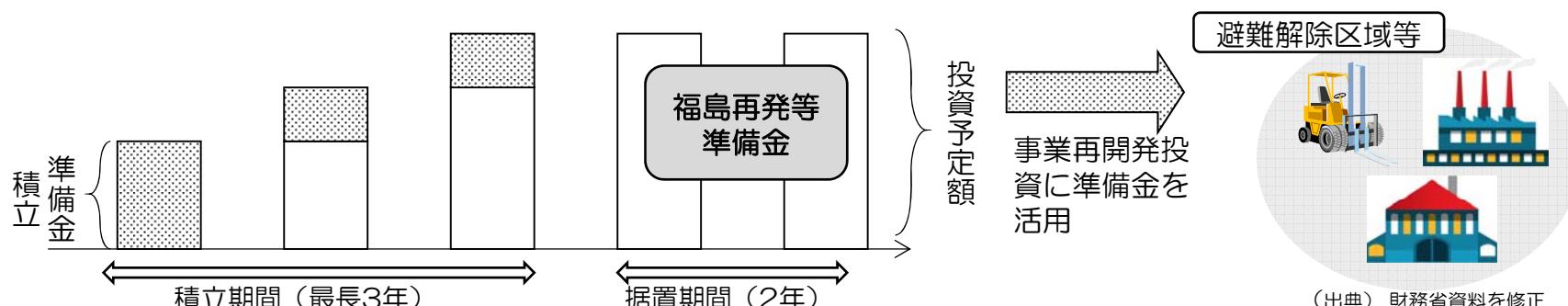
※2 事業再開に向けた計画については、再開する事業がその実施区域のある市町村の住民の帰宅促進を図るための、地域環境の整備に寄与することなどを勘案して認定等をおこないます。

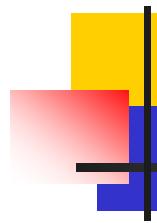
（2）避難解除区域等に係る設備投資減税の適用期間（現行：避難解除指示解除等から5年後まで）の特例

福島再開発投資準備金等を積み立てている法人は、据置期間終了まで、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除制度の適用を受けることが可能になります。

（機械装置：即時償却または15%税額控除、建物等：25%特別償却または8%税額控除）

※3 現行の適用期限より後に適用を受ける場合には、一定の規模以上の投資に限ります。





円滑・適正な納税のための環境整備（法人税）

ポイント

連結納税の承認が取り消された場合には、税務署長は必ず青色申告の承認も取り消すことを明確化することや、貸倒引当金の基準年度実績による簡便法の基準年度の見直しなど、円滑・適正な納税のための整備がおこなわれます。

改正内容

1. 繰延ヘッジ処理または時価ヘッジ処理におけるオプション取引に係るヘッジの有効性判定について、ヘッジ対象の資産等の評価差額とオプション取引に係る基礎商品の時価変動額とを比較する方法により行う場合には、税務署長に届出書を提出することにより、その方法に変更することができることになります。
2. 連結納税の承認および青色申告の承認について、次の見直しがおこなわれます。
 - (1) 連結納税の承認を受けている法人は、退職年金等積立金に対する法人税に係る申告書を青色申告書により提出できることになります。
 - (2) 法人が連結納税の承認を取り消された場合には、税務署長は必ずその法人の青色申告の承認も取り消すことが明確化されます。
3. 中小企業等の貸倒引当金の特例について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年度実績による簡便法を用いる場合の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度（現行は平成23年4月1日から平成24年3月31日）に見直されます。
4. 特定目的会社に係る課税の特例について、平成22年4月1日前に設立された特定目的会社のうち平成27年3月31日までに業務開始届出をしていないものに対して、同年4月1日以後に終了する事業年度について、特定出資の国内募集割合が50%を超えていることとする要件が適用されます。



その他の租税特別措置等 ①法人税関係：拡充

改 正 内 容

法人税関係【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）	医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律施行規則の改正を前提に、特別試験研究費のうち希少疾病用の医薬品、医療機器および再生医療等製品に関する試験研究費の希少疾病の範囲に難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病が加えられます（所得税についても同様）。
(2) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度	対象法人:次世代育成支援対策推進法の特例基準適合認定を受けた法人を追加 対象資産:一般事業主行動計画に記載された器具備品、車両運搬具ならびに建物および建物附属設備で、次世代育成支援対策に資する一定のもの割増償却率（現行 認定事業年度32%） ①器具備品および車両運搬具 イ 基準適合認定 認定事業年度 18%（中小事業主は24%） □ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間12% ②建物および建物附属設備 イ 基準適合認定 認定事業年度 24%（中小事業主は32%） □ 特例基準適合認定 認定事業年度以後3年間15% ※中小事業主とは、一般事業主行動計画の届出が努力義務されている一般事業主（常時雇用労働者数100人以下のもの）をいいます。 適用期限:3年延長（所得税についても同様）
(3) 使用済燃料再処理準備金制度および原子力発電施設解体準備金制度	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立ておよび管理に関する法律等の改正を前提に、適格分割または適格現物出資によりこれらの準備金を引き継ぐ等の措置が講じられます。
(4) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	完全支配関係がある法人の間で譲渡された譲渡損益調整資産についてその譲渡の後に土地区画整理法の換地処分、第一種市街地再開発事業の権利変換等があつたことにより本特例の適用を受ける場合には、その譲渡損益調整資産の譲渡利益額を引き続き計上しないこととされます。



その他の租税特別措置等 ②法人税関係：延長・廃止・縮減等

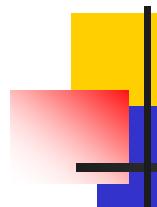
改 正 内 容

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
公益法人等または協同組合等の貸倒引当金の特例	適用期限が平成29年3月31日まで2年延長

【廃止・縮減】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度（環境関連投資促進税制）のうち普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置（即時償却）	対象資産から太陽光発電設備が除外 適用期限は平成28年3月31日まで1年延長 (所得税についても同様)
(2) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却または税額控除制度	適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止 (所得税についても同様)
(3) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却または税額控除制度	対象者から認定経営革新等支援機関等を除外 対象設備の見直しを実施 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(4) 船舶の特別償却制度	総トン数1万トン未満の外航船舶の除外その他環境への負荷の低減に係る要件の見直しを実施 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	対象資産を新設または増設により取得等をしたものに限定 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長
(6) 共同利用施設の特別償却制度	取得価額要件（100万円以上）を設定 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長



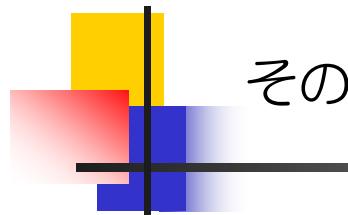
その他の租税特別措置等 ③法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(7) 特定農産加工品生産設備等の特別償却制度における新用途米穀加工品等製造設備に係る措置	適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止（所得税についても同様）
(8) 特定信頼性向上設備等の特別償却制度における特定信頼性向上設備に係る措置	対象地域から除外される地域を首都直下地震対策特別措置法の首都直下地震緊急対策区域（現行 東京圏）とし、特別償却率を10%（現行15%）に引き下げた上、その適用期限が平成28年5月31日まで1年2月延長されます。
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度	次の見直しがおこなわれます（所得税についても同様）。 ① 振興山村に係る措置について、山村振興法の改正を前提に、対象法人を中小企業者に限定 対象事業の見直しを実施 振興山村として指定された地区内の市町村が作成する同法の同意山村振興計画（仮称）の計画区域内において、機械装置、建物等および構築物の取得等をした場合には、5年間普通償却限度額の24%（建物等及び構築物については36%）の割増償却ができる措置に改組適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 ② 半島振興対策実施地域に係る措置について、半島振興法の改正を前提に、同法の認定産業振興促進計画（仮称）に記載された区域および事業に係る措置とした上、その適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 ③ 過疎地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置および奄美群島に係る措置の適用期限は平成29年3月31日まで2年延長
(10) 医療用機器等の特別償却制度	高度な医療の提供に資する機器または先進的な機器に係る措置の対象資産の見直しを実施 医療の安全の確保に資する機器に係る措置を除外 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長（所得税についても同様）

改 正 内 容

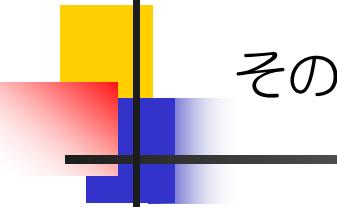
項目	取扱い（適用期限等）
(11) 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度	適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止 (所得税についても同様)
(12) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度	対象法人および対象資産の見直し 割増償却率の引下げ等を実施 適用期限は平成30年3月31日まで3年延長 (所得税についても同様)
(13) 特定再開発建築物等の割増償却制度	次の見直しがおこなわれます（所得税についても同様） ① 都市再開発法の施設建築物に係る措置は、適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止 ② 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内においておこなわれる都市再生事業により整備される建築物の割増償却率を30%（現行40%）に引き下げ 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 ③ 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置の適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 ④ 雨水貯留浸透利用施設に係る措置について、下水道法の改正を前提に、対象区域を同法の浸水被害対策区域（仮称）とされます。対象施設から浸透性舗装及び補助金等をもって取得等をしたもの除外 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長



その他の租税特別措置等 ⑤法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(14) 倉庫用建物等の割増償却制度	対象となる倉庫用建物等の規模要件の引き上げ 適用期限は平成29年3月31日まで2年延長 (所得税についても同様)
(15) 農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例	次の見直しをおこなった上、農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を平成29年3月31日まで2年延長（所得税についても同様） ① 対象者について、農業生産法人以外の特定農業法人を除外 認定新規就農者である個人を追加 ② 対象となる交付金等から環境保全型農業直接支援対策交付金を除外 ③ 対象となる特定農業用機械等が機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物およびその附属設備、構築物ならびにソフトウエア（現行 農業用の機械その他の減価償却資産）とされます
(16) 認定研究開発事業法人等の課税の特例	適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止
(17) 技術研究組合の所得の計算の特例	対象資産から土地の上に存する権利を除外 適用期限は平成30年3月31日まで3年延長
(18) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	適用対象から独立行政法人農畜産業振興機構の業務に係る負担金が除外 (所得税についても同様)



その他の租税特別措置等 ⑥地方税関係：拡充・廃止等

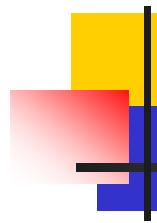
改 正 内 容

地方税関係【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準の特例措置の拡充	事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者で、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立ておよび管理に関する法律に規定する特定実用発電用原子炉設置者に対して、同法施行の日までの特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため積み立てるべき金銭として交付すべき金額に相当する金額を追加する特例措置が4年間に限り講じられます

地方税関係【廃止等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は特別控除制度	適用期限（平成27年3月31日）の到来をもって廃止

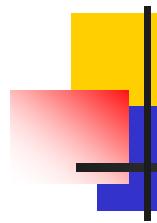


その他の措置 法人税関係①

改 正 内 容

法人税関係

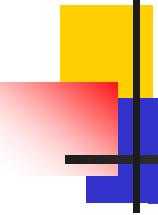
項目	取扱い
(1) 公益法人等の収益事業に係る課税	収益事業から除外される民間都市開発推進機構が参加業務として行う不動産販売業および不動産賃付業における支援限度額の算定対象となる施設に、都市再生特別措置法の誘導施設等整備事業支援業務における支援限度額の算定対象となる公益的施設が追加
(2) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度	国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で、水素社会構築技術開発事業（仮称）等に係るものが追加（所得税も同様）
(3) 不当景品類及び不当表示法の改正に伴う措置	不当景品類及び不当表示法の課徴金制度における課徴金及び延滞金は、損金不算入（所得税も同様）
(4) 借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入制度	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく大深度地下の使用の許可を受けた事業と一体的に施行される事業により設置される一定の施設又は工作物の所有を目的とした地下についての上下の範囲を定めた借地権の設定がされた場合における損金算入の要件は、借地権設定直前における土地の価額のうちに、その価額から設定直後における土地の価額を控除した残額の2倍に相当する金額に、地表から大深度地下の深さまでの距離をその借地権の設定がされる最も浅い部分の深さからその大深度地下の深さまでの距離で除して得た数を乗じて計算した金額の占める割合が10分の5以上となるときとされます



その他の措置 法人税関係②

改 正 内 容

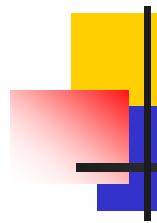
項目	取扱い
(5) 確定拠出年金法等の改正を前提とした措置	<p>①個人型確定拠出年金における小規模事業主掛金納付制度（仮称）の創設にともない、次の措置が講じられます</p> <ul style="list-style-type: none">I. 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金は、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に損金算入（所得税も同様）II. 小規模事業主掛金に係る個人型確定拠出年金の積立金について、現行の確定拠出年金の積立金と同様に、退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に追加 <p>②次の年金制度間および年金制度と中小企業退職金共済制度との間において年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における掛金等および積立金等について、引き続き現行の措置が適用されます</p> <ul style="list-style-type: none">I. 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度への年金資産の移換II. 合併等に伴う確定給付年金制度及び確定拠出年金制度から中小企業退職金共済制度への年金資産の移換III. 合併等の後も引き続き事業主が中小企業である場合のその合併等に伴う中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換
(6) 中小企業退職金共済法等の改正を前提とした措置	事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換がされた場合の事業主掛金及び積立金について、引き続き現行の措置が適用されます。
(7) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法の施行に伴う措置	国立研究開発法人日本医療研究開発機構が公共法人（法人税法別表第一）とされます



その他の措置 法人税関係③

改 正 内 容

項目	取扱い
(8) 医療法等の改正により社会医療法人の認定要件の見直しがおこなわれるることを前提とした措置	<p>次の認定要件の見直しがおこなわれることを前提に、見直し後の社会医療法人は引き続き公益法人等（法人税法別表第二）とされます</p> <p>①病院及び診療所が所在するすべての都道府県において救急医療等確保事業に係る業務をおこなっていることの要件について、医療法人の基幹的な病院が所在する二次医療圏と隣接する市町村であって、その病院と異なる都道府県に属するその医療法人の診療所が所在し、かつ、その病院及びその診療所が所在する都道府県の医療計画に都道府県境周辺地域における医療提供・連携体制の確保のために必要な事項が記載されている場合において、その病院が救急医療等確保事業に係る業務を行っているときは、その要件を満たすものとされます</p> <p>②へき地診療所への医師派遣又はへき地への巡回診療を年間53日以上実施することの要件について、へき地医療拠点病院への医師派遣およびそのへき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣またはへき地への巡回診療をそれぞれ純増で年間106日以上実施すること等を加えたうえ、その要件との選択とされます</p>
(9) 貿易保険法の改正により独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることを前提とした措置	<p>特殊会社について資産・負債の承継等に係る所要の措置が講じられるほか、次の措置が講じられます</p> <p>①貿易保険に係る責任準備金のうち異常危険準備金の積立額の損金算入が可能</p> <p>②貸倒引当金制度の対象法人に加えられるとともに、非常事故代位債権を個別評価金銭債権として同制度が適用</p>
(10) 医療法等の改正により医療法人の分割制度が創設されることを前提とした措置	資本または出資を有しない法人については、共同事業を行うための適格分割の要件判定に際しては、株式継続保有要件を除外して判定



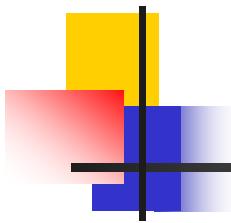
その他の措置 法人税関係④・地方税関係

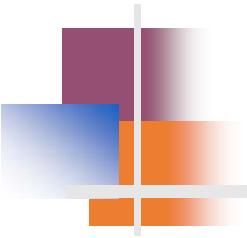
改 正 内 容

項目	取扱い
(11) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行による権限の移譲に伴う改正	短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の適用除外措置の対象である都市計画法の開発許可を受けた法人による譲渡について、国土利用計画法の規制区域に所在する土地等を許可を受けて譲渡をした場合における確定申告書に添付すべき書類が都道府県知事又は指定都市の長（現行 都道府県知事）のその許可に係る通知の文書の写しとなります
(12) 投資法人税制の見直しを前提とした措置	①利益を超える金銭の配分のうち一時差異等調整引当額（仮称）の増加額に相当する金額が配当等の額（現行 資本の払戻しの額）とされます（所得税も同様） ②投資法人に係る課税の特例について、支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から一時差異等調整積立金（仮称）の増加額を控除する等の措置が講じられます

地方税関係

項目	取扱い
(1) 貿易保険法の改正により独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることを前提とした措置	特殊会社について次の措置が講じられます ①法人事業税について保険業と同様の課税方式とし、課税標準である収入金額は各事業年度の正味収入保険料に100分の15を乗じた金額とされます ②その他所要の措置が講じられます
(2) 国税における諸制度の取り扱い等	地方税においてもその他所要の措置が講じられます





國際課稅

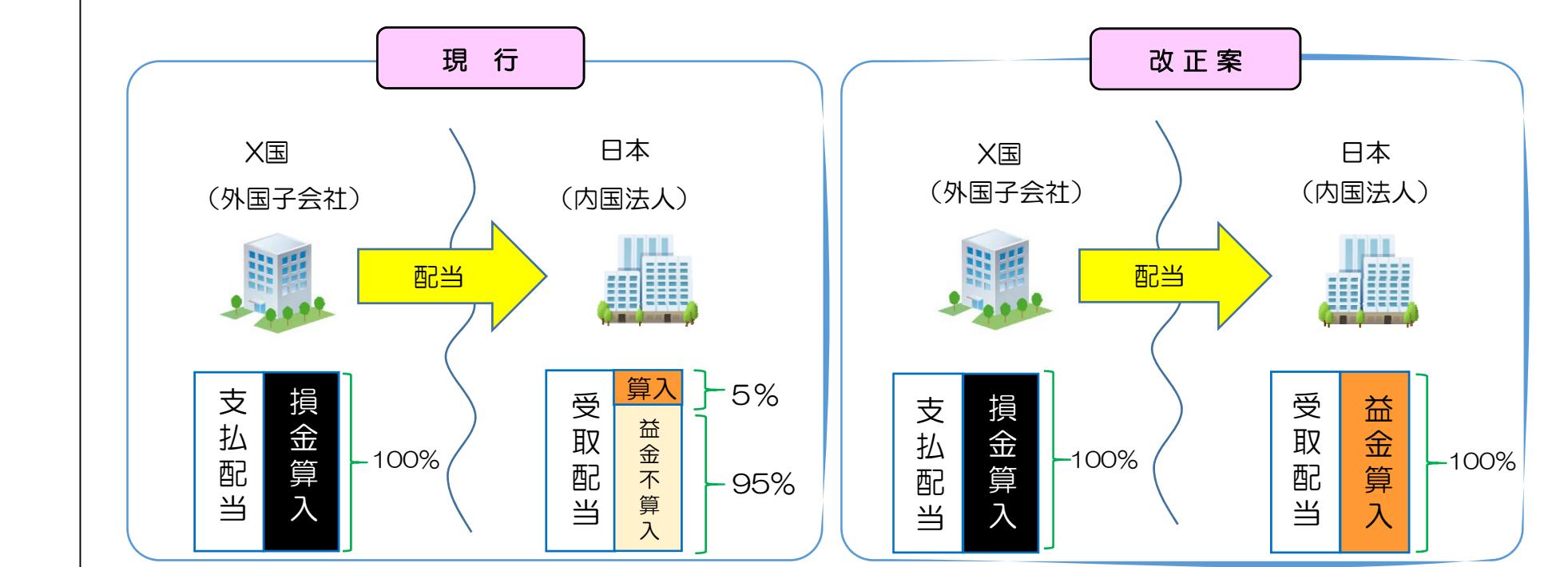
外国子会社配当益金不算入制度の見直し

ポイント

外国子会社から受ける配当等の95%相当額が益金不算入とされていましたが、一定の場合に益金不算入制度の適用対象から除外されます。

改正内容

内国法人が外国子会社（※）から受ける配当等の額で、その一部または全部が外国子会社の課税所得の計算上損金に算入することとされている場合には、受ける配当等の額を益金不算入制度の適用対象から除外し、益金に算入されることになります。



適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等について適用
(一定の場合には経過措置あり)

外国子会社合算税制等の見直し

ポ イ ン ト

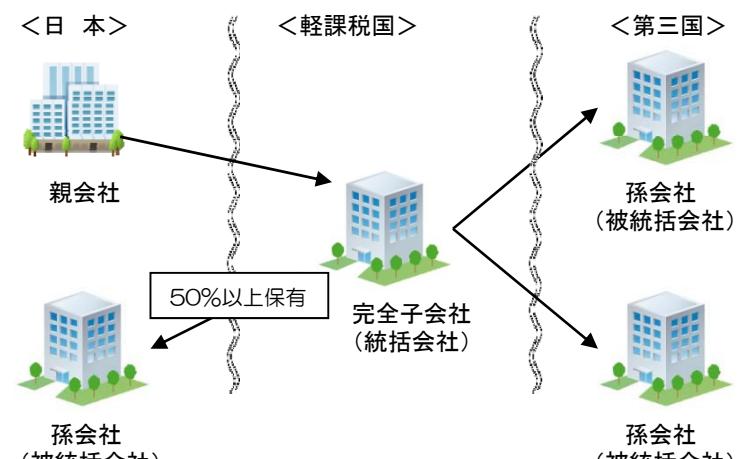
内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について見直しがおこなわれます。

改 正 内 容

（1）著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）の見直し

現行：20%以下 ⇒ 改正案：20%未満

【改正後のイメージ】



（2）適用除外基準のうち事業基準の判定の見直し

①被統括会社の範囲

特定外国子会社等が発行済株式等の50%以上を有する等の要件を満たす内国法人が加えられます。

②統括会社の要件

2以上の被統括会社に対して統括業務をおこなっていることとする要件について、2以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務をおこなっていることに改められます。

③事業持株会社の要件

以下のいずれかであることが加えられます。

$$\frac{\text{統括会社の有する外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額}}{\text{統括会社の有する全ての被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額}} > 50\%$$

$$\frac{\text{統括会社の外国法人である被統括会社に対しておこなう統括業務に係る対価の額の合計額}}{\text{統括会社の全ての被統括会社に対しておこなう統括業務に係る対価の額の合計額}} > 50\%$$

適 用 時 期

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用

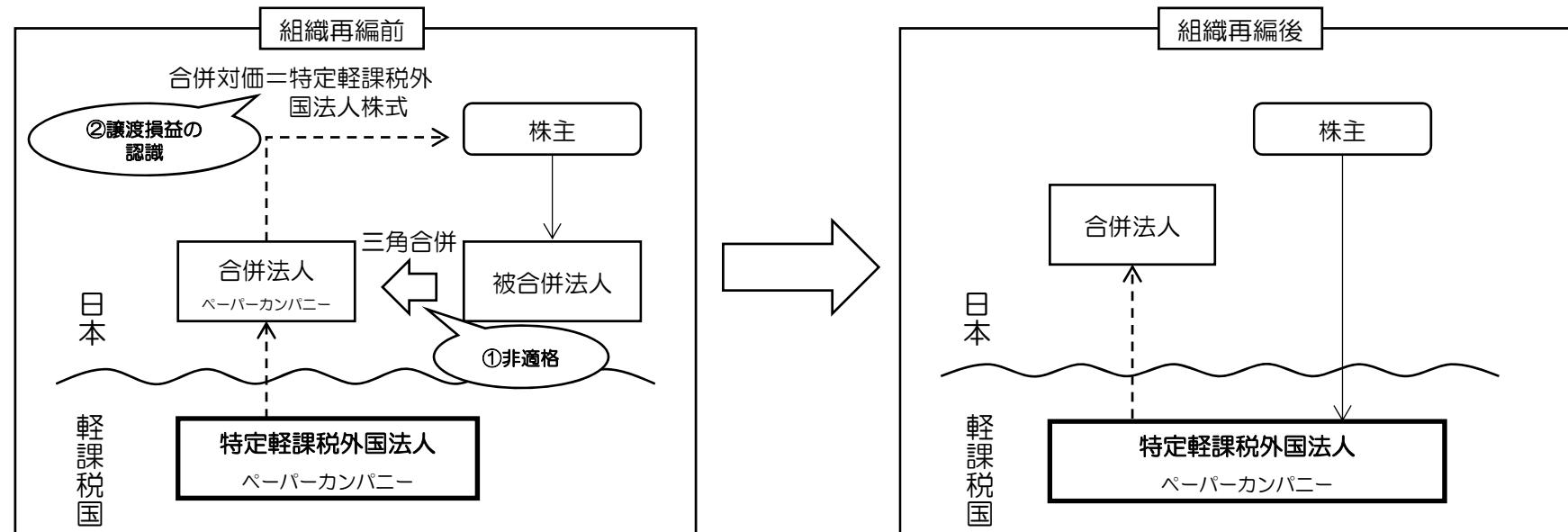
クロスボーダー組織再編に係る特定軽課税外国法人の定義の見直し

ポ イ ン ト

特定軽課税外国法人の該当要件である著しく低い租税負担割合基準が現行20%以下から20%未満に変更されます。

改 正 内 容

クロスボーダー組織再編に伴う租税回避防止規定の概要



【特定軽課税外国法人の定義】

〈現状〉

- ◆ 所得に対する税が存在しない国に事務所を有する外国法人
 - ◆ 合併等が行われる日を含む事業年度開始の日前2年以内に開始した事業年度のうちいずれかの事業年度の租税負担割合が20%以下であった外国法人

従来の定義の 問題点を整理

〈改正案〉

- ◆ 設立後間もないために、実際の租税負担割合を計算することができない場合には、所得を得たとした場合に適用される本店所在地国の外国法人税の税率をもって租税負担割合を判定
 - ◆ 租税負担割合の基準を20%以下から20%未満に変更

適用時期

平成27年4月1日以後に行われる合併等について適用

ポイント

- ① 国際的租税回避を防止する観点から、非居住者の金融口座情報を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、一定の金融機関に対し非居住者の口座情報の報告を求める制度が整備されます。
- ② 平成26年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更(平成28年4月1日施行)が円滑に実施される措置が講じられます。

改正内容

(1) 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備

- ① 一定の金融機関で口座開設等をする者は、その金融機関に対してその者の氏名、住所、居住地国等を記載した届出書の提出が必要になります。
 - ② 一定の金融機関は報告対象契約(※)がある場合には、その契約を有する者の氏名、住所、居住地国、その契約に係る財産の価額等の報告事項を、その金融機関の本店所在地等の所轄税務署へ提出しなければならなくなります。
- (※)報告対象契約…租税条約等の相手国等のうち一定の国または地域を居住地国とする者が行う口座開設等にかかる契約等をいう。

(2) 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施

- ① 外国法人が得る履行期間が6ヶ月未満の売掛債権等にかかる利子は、法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない旨が明確化されます。
- ② 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、恒久的施設に帰属しなくても課税対象となる国内不動産の譲渡所得や恒久的施設による貸付対価等の国内源泉所得を生すべき資産の譲渡または取得に相当する内部取引があった場合には、その資産の内部取引の直前の帳簿価額相当額によりおこなわれたものとして、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされます。
- ③ 内国法人の外国税額控除における国外所得金額について、国外事業所等帰属所得とそれ以外の国外源泉所得に区分して計算方法が定められます。
- ④ その他、国外事業所等帰属所得にかかる所得の金額の計算について明確化のための所要の整備がおこなわれます。

適用時期

- ①平成29年1月1日から適用
- ②平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税および平成29年分以後の所得税について適用

